

可燃性粗大ごみ破碎処理業務委託に関する留意事項

1 処理場所

肝属地区清掃センター(鹿屋市串良町下小原3893番地8)

2 処理品目

草木、家屋廃材、畳、タンス類、布団類、プラスチック類、その他
※上記、混合物とする。

3 見積書

見積った金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

4 積算方法

処理に係る重機等の機材調達等の経費一式を含むこと。
※但し、燃料費は組合で負担する。

5 内訳書の提出

見積書を提出する際、積算の根拠となる内訳書(貴社内訳書)を添付すること。

6 契約期間

令和6年7月18日から令和7年3月21日まで

※期間内の40日間を作業日数とし、1回当たり20日間を2回に分けて行う。

7 処理方法等

- (1)重機を使用し破碎を行うこと。
- (2)破碎処理したものは、所定の場所に積み上げること。

8 支払方法

請求された日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

仕様書及び留意事項に記載のない事項等について疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、これを決定する。